

諮問番号 : 令和元年度諮問第1号(令和元年5月13日付け)

答申番号 : 令和元年度答申第1号

答 申

審査請求人〇〇〇(以下「請求人」という。)が平成30年8月16日付けで提起した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第29条第1項の規定による入院措置(以下「本件措置」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 請求人の主張の要旨

本件審査請求は、請求人が、岐阜県〇〇保健所長(以下「本件保健所長」という。)が平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った本件措置の取消しを求めて提起したものであり、その理由とするところはおおむね次のとおりである。

1 審理手続における主張

- (1) 請求人は「精神障害者」ではないなど、本件措置は、法第29条第1項に規定する要件を満たしていない。
- (2) 請求人を診察した者は医師ではないから、法第27条第1項及び第29条第2項の規定による診察が行われていない。

2 当審査会に対する主張

- (1) 請求人は、コンビニエンスストアの店主に暴行を加えてはいない。請求人が被害者である。
- (2) 請求人は、措置入院先の病院で注射を打たれており、文章が上手に書けないなどの支障が出ている。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件措置に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

本件措置は、法、岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年岐阜県規則第46号。以下「施行細則」という。）及び岐阜県事務委任規則（昭和43年岐阜県規則第125号。以下「委任規則」という。）に基づいて適正に行われている。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年5月13日	諮問

令和元年5月28日	請求人による主張書面提出 (行政不服審査法第76条に基づくもの)
令和元年6月13日	審議(第5回第1部会)
令和元年7月4日	審議(第6回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 関係法令の定め

- (1) 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない(法第23条)。
- (2) 都道府県知事は、上記(1)の通報のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして措置診察をさせなければならない(法第27条第1項)。
- (3) 上記(2)の診察をした指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない(法第28条の2)。
- (4) 都道府県知事は、措置診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる(法第29条第1項)。
- (5) 都道府県知事が(4)の入院をさせるには、その指定する2以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院

させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない（法第29条第2項）。

(6) 岐阜県知事は、措置診察の実施及び措置入院に関する事務を、各保健所長に委任している（委任規則第5条本文及び別表第3）。

2 本件措置について

(1) 本件では、平成〇〇年〇月〇〇日〇〇時〇〇分、岐阜県〇〇〇〇警察署長から本件保健所長に対し、法第23条の規定による通報があった。

当該通報の内容は、同日〇時〇〇分頃、岐阜県〇〇〇〇〇〇にあるコンビニエンスストアの店員から通報を受けて、警察官が同所に臨場したところ、店員に暴行を加えて現行犯として逮捕された請求人を発見したが、その暴行が請求人の精神障害によるものである疑いが極めて高いというものであった。

(2) 本件保健所長は、請求人について調査を行い、精神症状による他害行為が認められたことから、措置診察が必要であると判断し、指定医2名に対して、措置診察を行うことを依頼した。

(3) 各指定医は、〇〇〇〇警察署において、平成〇〇年〇月〇〇日〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで、それぞれ請求人の措置診察を行った。

その結果、各指定医ともに、請求人が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると診断した。

(4) 本件保健所長は、上記(3)の措置診察の結果を踏まえ、請求人が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると認め、平成〇〇年〇月〇〇日〇〇時〇〇分に本件措置を行った。

(5) したがって、本件措置は法等に基づいて適正に行われていると認められる

から、本件措置に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 審理手続における主張について

- (1) 請求人は、自分は「精神障害者」ではないなど、本件措置は、法第29条第1項に規定する要件を満たしていないなどと主張する。

しかしながら、上記2(3)で述べたとおり、各指定医ともに、請求人が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると診断しており、その診断内容に特段の疑義等は認められないのであるから、請求人のこの主張は採用できない。

- (2) 次に、請求人は、自分を診察した者は医師ではないから、法第27条第1項及び第29条第2項の規定による診察が行われていないなどと主張する。

しかしながら、請求人を診察した2名は、指定医の指定を受けた医師であることが認められるから、請求人のこの主張は採用できない。

4 当審査会に対する主張について

- (1) 請求人は、自分はコンビニエンスストアの店員に暴行を加えておらず、むしろ自分が被害者であるなどと主張する。

しかしながら、2(1)のとおり、請求人がコンビニエンスストアの店員に暴行を加えたことが認められるから、請求人のこの主張は採用できない。

- (2) 請求人は、措置入院先の病院で注射を打たれており、文章が上手に書けない等の支障が出ているなどと主張する。

しかしながら、これは本件措置後の入院中の事実を主張するものであり、本件措置自体の違法又は不当な点に関するものではないから、請求人のこの主張は採用できない。

5 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに

法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより本件保健所長を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

法第29条第1項に基づく入院措置は、人の身体に直接手をかける事実上の行為である。

しかしながら、本件では、請求人に対し、本件措置を行うに際して、「入院を命じます。」と記載された文書を交付している。このような記載では、真実は事実上の行為であるにもかかわらず、入院をしなければならない法的義務を課す行政処分を行っているような誤解を与えてしまう。

したがって、措置入院にかかる文書の様式はもちろんその他の様式も含めて、改正作業を行うなどして、法第29条第1項に基づく入院措置が、法的義務を課す行政処分であるかのような誤解を与えないような表現に改善することが望まれる。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 松井義孝、委員 池田紀子、委員 三谷晋